

議会・行政改革特別委員会会議録

日 時 平成30年10月23日（火曜日）10時30分～11時57分

場 所 議員控室

出席者 寺沢委員長、阿部副委員長、村田委員、金木委員、船本委員、小寺委員、平山委員、磯野委員、逢坂委員、熊谷委員

事務局 井上事務局長、杉野係長

寺沢委員長

それでは、これより議会・行政改革特別委員会を開催いたします。

本日の調査事項ですが、まず1つ目、第2分科会からたたき台を提案していただくことになっておりますのは住民との懇談会についての1月開催の細かなテーマ、それから対象等のお話がございます。それから、ネット中継についての見積もり等も出ましたので、それらを提示していただきながら方向性を協議していきたいというふうに思います。2つ目ですが、タブレット端末の利用について、こちらのほうも業者のほうから見積もり、それからその他運用面についての最新情報ございましたので、こちらは事務局のほうから皆様にご説明していただいて来年度予算要求するかどうかという点についてお諮りをしたいというふうに思います。3つ目は、議員研修会の開催日程について報告をしたいというふうに思います。4番目ですが、議員報酬について、お手元に類似町村議会の実態等の資料あるかと思いますが、羽幌町議会として改選以降ですけれども、どのようにしていったらいいのかという、そういう話し合いをしたいと思います。最後に、その他ということで私のほうから1つ皆様にご提案したいことがございますので、そのような流れでいきたいというふうに思います。

まず、第2分科会のほうから住民との懇談会についてのたたき台の説明をお願いいたします。

1 議会・行政改革の調査について

(1) 第2分科会調査事項について

阿部副委員長 10:32～10:36

第2分科会から第2分科会の調査テーマでもあります広報広聴について、住民を対象とした意見交換会の開催とネット配信（録画）についてのたたき台ができましたので、協議していただきたいと思います。

まず初めに、意見交換会についてですが、1の住民との意見交換会について、①、意見交換会の対象者、これは前回の特別委員会のほうで決まりました羽幌町内のボランティア団体10団体、会員数は572名います。その分類としては、福祉・奉仕活動、自然・環境、防災、学生ボランティア、その他となっています。10団体の中から第2分科会のほうで絞り込みをいたしました。下に第2分科会からの意見交換会の案を書いています。第2分科会として絞り込みまして福祉・奉仕活動、これは羽幌町内3団体、会員数176名あります。その3団体は、羽幌ボランティア友里の会、羽幌町赤十字奉仕団、悠・悠クラブの3団体に意見交換会のほうを打診していきたいと思っております。この3団体の主な活動内容ですが、施設ボランティア活動、生活支援、特老訪問、清掃活動、交通安全運動、健康教室などの活動をしています。開催テーマについてですが、「羽幌町の福祉について語り合しましょう」をテーマに意見交換会を開催したいと思っております。

次に、②の開催日時と場所についてですが、平成31年の1月中旬から下旬を現在予定しております。詳しい日程等については、今後のスケジュール等が決まり次第分科会のほうで決めていきたいと思っております。時間は、午後6時30分から午後8時まで、場所については中央公民館小ホール、会場の大きさ、キャパの関係もありますので、定員は30名にしたいと思っております。3団体ありますので、各団体から10名程度を予定しています。いつもどおりに事前アンケートも実施したいと思っております。アンケートの内容も開催テーマでもあります羽幌町の福祉についてということで、福祉のほうをアンケート内容に盛り込みたいと思っております。

下のほうには、③でこれまでの意見交換会を載せています。まず、第1回目が子育て世代、ゼロ歳から6歳の子を持つお母さんたちを対象に平成29年12月19日、参加者は18名、開催テーマが「羽幌町における子育て支援事業について」、第2回が青年層、これは18歳から45歳までの町民の方を対象に平成30年3月16日に参加者17名、開催テーマは「これからの羽幌町について」、第3回目が町外からの転入者、平成30年7月24日開催、参加者は19名、開催テーマが「これからの羽幌町について」となっています。

意見交換会についてのたたき台はこのようになります。

寺沢委員長

それでは、ただいまご説明ありました住民との意見交換会について皆様のご意見を伺いながら決めるところは決めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。何か質問やご意見ありましたら、お願いをいたします。前回の話し合いの中では、ボランティア団体との意見交換会をしましょうというところまで決まっております。第2分科会のほうでボランティアセンターに登録している団体を調べたところ、

多岐にわたるということで、今回は福祉・奉仕関連のボランティア団体に絞って開催したいと、そういうような提案の趣旨でございますが、この点いかがでしょうか。(いいと思います。の声) 特にご意見がなければ、これで進めていくということではよろしいですか。(はい。の声) それでは、そのようにしたいというふうに思います。

そして次に、開催日時と場所についてなのですが、正式な日時については今後1月の各種行事の予定なんかが出そろった段階で最終的に決定したいという、そういうような意向でございました。時間、午後6時半から8時、それから中央公民館小ホール、定員30名というような形で考えていきたいというお話ですが、この点についていかがでしょうか。(いいです。の声) よろしいですか。(はい。の声) それでは、以上のような形で進めることにしたいというふうに思います。日程、開催日が決まりましたら、また皆様に全体会の中で提案という形でそういう場を設けたいと思いますので、よろしくお願ひします。住民との意見交換会については、これで終わってよろしいですか。(はい。の声)

次に、インターネット中継について移りたいというふうに思います。では、阿部主査のほうから説明をお願いします。

阿部副委員長 10:39~10:41

羽幌町議会本会議のインターネット中継についての手法検討ということで、特別委員会の後に業者のほうに見積もりをお願いしていきまして、それが来ましたので、説明したいと思います。

まず、整備手法案といたしまして、1つ目、設備整備内容が既存音響システムと連動した映像機器の整備をした場合、撮影内容が指定したカット割り数で切り替えながらの撮影が可能、マイク音声と映像が連動、発言者名、休憩中画像等テロップ挿入機能の付与ということで、こうした場合かかる整備費用が最大で558万4,000円、費用は整備内容によっては減額が可能とのことです。

2つ目が単体のビデオカメラを購入した場合、これはワンカットのみの撮影で、かかる費用としては10万円程度、これは市販のもの、大体このぐらいの値段ではないかなということ載せています。

3つ目に、既存設備による対応ということで、音声のみ録音またはワンカット撮影、既存の機器等がある場合、これは個人のものを使用した場合はかかる費用はないということになります。

米印で前提条件といたしまして、現状の事務局職員(議場内)のみで対応可能な手法としています。

下に行きまして、上記のほかにも共通して整備等が必要なものとしては、①、映像等の

編集、配信用パソコンの購入、②がインターネット配信用回線、これは新規、既存、米印で①、②の整備内容については町総務課のほうと協議しなければなりません。

手法検討に関する試験的な試みということで、本日の臨時議会のほうを単体のビデオカメラによって試験的に撮影しました。これについては、動画配信等はしません。見ていただきまして、こういった形でインターネット中継、録画配信をできるか皆さんに協議していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

寺沢委員長

それでは、本日の臨時議会を撮影した映像がございますので、改めてまた皆さんと確認をしたいというふうに思いますので、準備のほうよろしくお願いいたします。

(録画映像の視聴) 10:41～10:43

阿部副委員長 10:43

一番簡単な形でやれば、こういった形でやるということになります。本当にながちりとした整備をした場合というのは、音声と連動してなので、多分マイクがぽっと出たらカメラがこうというような感じでいいのでしょうか、業者から来た感じのやり方だと。

村田委員

1番目のやつ、どういう形で録画されるのか説明してほしいです。

寺沢委員長

事務局のほうから500万ちよいの経費をかけた場合にはどういう仕組みになるのかというのを説明をしていただきます。

杉野係長 10:43～10:46

それでは、私のほうから今回議場の中のある程度本格的な整備をした場合ということで見積もりをとった内容を説明させていただきます。

今議場の中では、皆さんマイクで発言のたびにしゃべれるようにマイクの音響システムを入れています。それについては、一番端のところに操作卓というか、操作設備がありまして、そこで職員が切り替えながら随時しゃべる人のマイクを入れるという形にしていますが、それに連動したカメラを設置することが今はできるようになっています。なので、マイクの切り替えと同じようにカメラを例えば天井に2カ所ぐらい設置をして

おけば、マルチタイプのカメラなので、マイクの切り替えをしたときにそのマイクでしゃべる人のところに自動的にカメラも当てて撮影できると、それもズームもある程度広角の画像も指定したとおりのカット割りで撮影をできると、そういう改修をした場合は最大でここに書いてある五百何十万というような形になるというところですよ。あくまで最大なので、一応マイクごとにカット割りをすることもできるのですけれども、今回みたいにマイクの音声は連動するのだけれども、カメラの撮影ポジションは例えば1つにするとか、そういうふうに内容を下げると額は下がるのですけれども、ちょっと聞いた限りでは大体半額程度になるかなというような額を教えてくださいましてはおります。

私のほうからは以上です。

寺沢委員長

あとは、説明のほうはよろしいですか。(はい。の声)では、インターネット中継のことにつきまして議論していきたいと思いますが、まず前回の話の中では第2分科会としては積極的にこれには取り組んでいきたいということで、皆さんも異論なく、やっていくような方向で進めましょうというところで今回の議論を迎えております。予算かければさまざまなことができるということなわけですけれども、今皆さんごらんになったとおりカメラ1台で回しっ放しでもやろうと思えばできるということでございます。その場合には、準備するものとしてはパソコンと、それから撮影するカメラ、それとあとはネット環境が必要になるだろうという、そういうような中身かというふうに思われますが、どのような方向性を考えていったらいいか皆さんからのご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

— 主な協議内容等 (質疑) — 10:48~11:06

船本委員 これ何年か前に町のほうから、行政のほうから言ってきたときにその補助があるのだと。あのときには、ちょっとわからないのだけれども、宝くじか何かだったのかなと思うのだけれども、今回のこれについてそういうような補助の道というのはあるのかは確認されているのでしょうか、それともまだ全然とっていないのでしょうか。

阿部副委員長 まだその辺は確認はしていません。

船本委員 もしそういうことで補助の道があって宝くじで何とかできるのであれば、

莫大な金額かける必要ないから、ある程度の整備はしたほうがいいのではないかな、途中でまた金かけるというよりもある程度かけたほうが、整備したほうがいいのではないかなというように考えます。

以上です。

磯野委員 私も確かに当初の整備費はかかるにしても一回整備してしまえば、あとそれ以降はそんなにかからないのだろうとは思っています。ですから、どうせやるのだったらきちっとしたものをつけたほうがいいのではないかなと思います。

それから、今回で質問なのは、今音響の話とかなんとか出ましたけれども、基本的に考えているのはいわゆる音響はあそこの議場のマイクで拾ったものだけを録音するという考えですか、それともこれで全部を、とにかく入ってくるもの全て録音するという考えですか。

小寺委員 今回事務局と一緒に設定したのですがけれども、基本はスピーカーから出る音を拾ったものが今出たものです。本来であれば、マイクから拾った音だけを拾うような例えば音声だけの線を接続するほうがきれいに聞こえると思います。というのは、今全体も拾うので、今回傍聴者がいなかったのですがけれども、傍聴の声も聞こえたりだとか、そういうこともなっていくので、あと技術的なことでいえば音声だけをとったものと画像をつなぐことは技術的には可能です。不可能ではないのですがけれども、そこで手間かかります。今の状態だと、それこそ議場が全て、声は小さくなりますけれども、入ってくるような形になります。

磯野委員 その辺は、やっぱり傍聴者の声も全部拾ってしまうというのはちょっと問題かな、そこで例えばプライベートな話も出してしまうとちょっと問題かなとは思っているので、それはやっぱり検討の余地があると思います。

村田委員 私もこのカメラ単体でワンカメラでやるよりも、やっぱり議員サイド、それから行政サイド、2つカメラを用意して、音声は議場のマイクの音声のみを拾えるような形の部分がどれだけの予算がかかるか、それは私もわからないのですがけれども、そのぐらいの設備をするのが、この1番目のやつだとマイクそれぞれにしてカメラがそこに行くということまで

しなくても、2カメラがあればある程度顔も見えた範囲内でやれるのかなと思うのですけれども、そこら辺もまた技術的に2カメラになると編集はしなければならないのかなと、そこら辺が可能であればそのぐらいの。

寺沢委員長 答弁という形よりも、答弁と言ったらおかしい、自分の意見としてこうしたらいいという形で。

小寺委員 意見で、カメラがきっと2台あれば、3台、台数がふえればいいですけれども、今回自分が思うには誰も手を触れないというパターン、人をそこに配置して手動でやらないという設定ですので、もし機械化するとすればやっぱりお金をかけないと、そこに人が張りついていないと、カメラを向けなければいけないので、そういうことを人を使わないで機械的にやるとすればやっぱりきちっとした設備が必要なのではないかなというふうには思うのですけれども、あとは自分思うには今回は一般質問ではないのですけれども、固定ですと、いろんなところで話します。質問者の位置も例えば一般質問ですと最初の質問は前で全員に向かってやりますけれども、2回目はこっち側からやりますし、あと町長が話すときは最初は演台でやりますけれども、それ以後は自席でやったり、あと担当課長が話すときも自席になるので、その辺切り替えの作業ですとか、そういうのが人を使わないということになるとちょっと固定ですと難しいのではないかなというふうには思います。

村田委員 一人一人をアップして撮るのならそうかもしれないけれども、行政サイドは行政サイドで大体全体を映す、それから議員側は議員側で全体的に映すという形で固定をしておいて、行政サイド側が答弁しているときにはそちらを出して、議員が質問しているときには議員側を映すという、後で編集はしなければならないのでしょうかけれども、そのぐらいであればそこまでしないというか、手をかけなくても後の編集さえすればある程度できるような気もする、そこら辺は技術的にはどうなのですか。

寺沢委員長 今事務局から説明がありましたけれども、固定カメラで音声を切り替えています。マイク、例えばA議員が発言するときにはA議員のマイクにスイッチを入れると、B議員の発言のときにはB議員にスイッチを入れ

ると、その都度カメラがきちっと切り替わるという仕組み、自動で切り替わるということができるので、映像もその都度切り替わるので、編集要らずでそれは全く使える映像になるはずなのです。それを極限的にきわめていくと、この500万ちょいの金額がかかるということなので、もうちょっとお金をかけないでできないかという、そのアイデアとして船本委員の補助金とか交付金その他何かないのかということ、それからあと削るとしたらどこまで削れるのかというのはこの時点ではよく見えないので、その辺の検討が今後必要かなということ整理できるのではないかと思います。

船本委員 第1回の質問のときには固定された場所でやって、再質問のときには自分の席からやっているの、その場所を決めたらどうだろうというお話が前々からあったのですけれども、ここら辺も含めて、それはやらないということであればいいのだけれども、もしそれもまだ検討する余地があるのであれば、それも含めながら検討していったほうが、それであれば1カ所でその部分だけ撮れるという、あと行政側のほうを撮るとなればどうしても2台という形になるのかわからぬけれども、そこら辺も含めてどうなのかなと思うのですけれども。

小寺委員 中継、ネット配信ということで結構ざっくりしているのですけれども、例えば留萌なんかだとあくまでも一般質問のネット配信と限定しているのです。芽室ですと、もっと広がって委員会とかは固定カメラでそれこそ流しっ放しのアップもない、委員会室に関しては固定カメラでやっていたりとか、だからまずどこまで配信を皆さん希望するのか、一般質問だけだったらそのシチュエーションは限られているので、それに特化したものでいいのですけれども、最初から最後までやっぱり必要だというふうになるとまた違いますし、予算委員会もやりたいということになればまたあれですし、だからどこまで皆さんが求めているのかなと思います。一般質問に特化するのであれば、また一般質問の席をどうしましょうかという話になっていたり、発言の場所を固定するとか、そういう話にはなるのではないかなと思うのですけれども。

寺沢委員長 私も今小寺委員のほうから出たお話は極めてネット中継をどうするかと

いうことを考える上で重要だと思っていました。それで、そちらのほうをまず先にきちっと整理をしたほうがこの後の設備については考えやすいのかなというふうに考えますので、今ありましたどの部分を配信するのかだとか、あるいは恐らく生中継ということではなくて録画を配信するという考え方でよろしいのかとは思うのですけれども、そこら辺の確認とか先にしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(はい。の声) それでは、まず確認の1つ目として、生中継をするのか、それとも録画を配信するということにとどめるのか、このことについてはどのようにいたしますか。

磯野委員 私もライブというのはちょっとなと思います。どういう問題が起きるのか、ちょっと想像もつかないのです。ある程度やっぱり録画をして編集をして時間なら時間の中におさめたものを流したほうがいいのではないかなと思います。

寺沢委員長 ライブのほうをやるということになると、また別な手間も、当然仕組みも考えていかなければならないというのが発生してきます。録画でいいのではないかという今のご意見ですけれども、ほかの方はいかがでしょうか。

船本委員 今磯野委員がおっしゃっているのは、今日議会やって、それを例えば何か修正しなければならないような部分があれば困るから、その後となればその日になるか、次の日あたりからということなのですか。

磯野委員 はい。当然そういうことで、町民が知りたいのは今そこでやっているもの、スポーツ中継でないで、別にライブでなくても、議会で質問あって答弁があったものは1日おくれても2日おくれても委員会なりできちっと編集したものを流したほうが見るほうもただら、ただら見ているよりも、時間も詰めるところは詰めたほうが私はベストでないかなと思います。

阿部副委員長 インターネット中継に関して第2分科会のほうで前回の特別委員会から話をしているのが、傍聴に来れない方に対してどういった形で議会のほ

うを広く知ってもらおうかということなので、その辺ライブよりも録画して編集作業に何日かかるかわからないですけれども、しっかりと届けるという、傍聴に來れない方のためにということで考えてはいました。

寺沢委員長 今のは、録画による配信でいいのではないかというような、そういうようなご意見かというふうに思います。ほかにございせんか。(なし。の声) では、生中継ではなく、録画したものをできるだけ早く配信するという、そういうような前提でよろしいですか。(はい。の声) では、そのようにしたいと思います。

もう一点は、何をどの部分を録画して配信をするかという点です。これも小寺委員の先ほどのご意見の中にもありましたが、一般質問に限っている議会もあれば、委員会等まで録画をして配信しているところもあると。恐らく本会議であっても一般質問以外のものも流しているところもあるかと思いますが。羽幌町議会としてどの部分を録画して配信するのか、この点についていかがでしょうか。

小寺委員 自分としては、設備もありますけれども、きっかけというか、スタートとしては一般質問なりに特化してスタートして、行く行くは全体というか、でもいいのですけれども、まず何も今なっていないので、全て積み込むと結構大変な時間と労力がかかってくるので、最初スタートとしては一般質問にまず限定して始めてみて、それから広げていったらいかがでしょうか。逆に言うと、先ほどみたいな広角でもし撮って、それをだらっと2時間とか3時間のロングで出して、後々ちゃんとアップにして一般質問なりするとかというふうに特化したほうがいいと思うのですけれども、まず取っかかりとしては一般質問の1人に与えられた1時間なら1時間をしっかりと配信していくというほうを初めに始めたらいかがかなというふうには自分は思います。

磯野委員 私も今の小寺君の意見に賛成です。いきなり全部やってしまうと、みんななれない中で議員もなれていないし、行政側もなれていない中で全部やるというのはなかなか難しいかなと思うので、小寺委員の言ったようにとりあえずは一般質問ということで賛成です。

寺沢委員長 ほかいかがでしょうか。(なし。の声) 特になければ、一般質問について録画配信をすると、ずっとここだけを公開するというのではなくて、まずは一般質問から、今後順次拡大できるようなのであればそれらも検討していくというような、そういうスタンスでよろしいですか。(はい。の声) では、そのようにしたいというふうに思います。

それで、録画放送、そして一般質問のみの録画配信というような前提がこれで決まったわけですがけれども、それに対する設備というような話にまた戻っていくわけです。それで、これまでの議論の中では、補助なんかも含めてカメラの撮りっ放しだけではない方法でどれぐらいの実際の経費かかるかということもやはり皆さん知りたいというようなご意見もございました。その辺さらに第2分科会のほうで詰めていただいて、また再度提案していただくということでいかがでしょうか。(はい、いいです。の声) よろしいですか。(はい。の声) では、そのようにしたいというふうに思います。

では、第2分科会の調査事項についてはこれで終わりたいと思いますけれども、よろしいですか。(はい。の声)

では次、2点目、タブレット端末について、議会事務局のほうで調査をしていただきましたので、予算ですとか、従来との若干変更点などもございますので、ご説明をお願いしたいというふうに思います。では、お願いします。

(2) タブレットについて

井上事務局長 11:07~11:17

それでは、別紙のほうを皆さんごらんいただきたいと思います。まず、1ページからごらん願います。まず、1、タブレット端末の導入について、これまでの経過を若干説明したいと思います。

タブレット端末の導入については、平成28年9月に設置したタブレット端末導入検討委員会による調査、検討を経て同年11月21日の議員全員協議会において羽幌町議会としては積極的にタブレット導入を進めたいということで予算要求すること及び予算要求の前に町理事者への説明を行うことが総意で決定されておりました。これを受けまして、11月25日に町理事者に対しまして議長並びにタブレット端末導入検討委員長ほかによる事前説明を実施しましたが、理事者側からの理解は得られなかったところがございます。

す。この内容については、12月9日の議員全員協議会で報告、説明を行っておりますが、今後の取り扱いについては当初の予定どおり平成29年度予算、臨時費としてこれに係る予算要求をすることが再確認されまして、議会の臨時費として予算要求は行われたものの、査定において見送られている経過でございました。

そこで、今般の考え方でございます。前回、平成30年9月28日の当委員会にてタブレット端末導入に係る現状での見積もりを徴取し、検討することが確認されております。この見積書徴取における考え方としては、平成28年11月21日の議員全員協議会で決定されたものを原則踏襲し、現状に合わせた見積書としました。ただし、議会会議システムに係る見積もりについては、業者へ確認を行ったところ、当時と大きく差異はないとのことであったため、その際の見積額としております。ただし、正式な見積もり依頼の際には作成願うこととしております。この会議システムにつきましては、当時において全国で34自治体議会の導入実績でございましたが、平成30年5月現在約110自治体議会において採用され、3倍以上の増加となっております。しかし、道内においては依然導入例が少なく、平成28年5月の芽室町、平成29年10月の稚内、そして本年4月の函館市議会の3議会の導入のみにとどまっている現状でもございます。

つきましては、予算の見積もりを説明したいと思っております。次のページ、2ページをまずごらんいただきたいと思っております。第11、導入費用の見積もりということで、これは先ほど説明しましたとおり28年の11月に皆様にご説明しましたものをもとに変わったものについて斜線等を引いて、見づらいのですけれども、記入しております。内訳は、次のページ以降になりますが、これは総論ということで、まずちょうど真ん中辺にどうか、下にあるのですが、タブレットを今回もし入れるとしたならば、現状で1台当たり月額1万7円かかります。それと、1台当たり年額は、その12倍ですので、12万80円、そしてこの13台の年額が1年間入れたとしたならば156万1,044円かかる見込みです。ただし、前回確認したとおり議員の方々から月々通信料の一部ということで2,000円を負担いただきまして、その11人分の12カ月、26万4,000円を差し引きますと129万7,044円、アンダーライン引いておりますけれども、この金額が現状で1年間でかかる金額です。それと、一番上にありますとおり初期費用ということで議会システムを当然導入するに当たっては初期設定、そして講習会、これを1回程度やるということでこの金額、それとこの端末を導入、この端末につきましては24回の分割払いで買い取りということになっておりますので、その部分導入する場合には新規契約手数料が13台分かかりますので、その初期費用21万4,920円を足したものが一番下の網かけになっております初期費用Aプラスランニングコスト13台年額Bイコール合計ということで、もし31年度予算に計上するとしたならば13台合計で177万5,964円、ただし議員負担分26万4,000

円ありますので、一般財源は151万1,964円となっております。それと、前回と機械は大きく変わっておりませんが、中のシステムといいますか、契約内容一部変更ありまして、その差があったものですから、その差ということで羅列をしております。斜線引いたのが前回28年当時の金額、下段に今回の金額、差につきましては今回結果的に13台で10万5,756円ほど前回より増加しているというものでございます。

それと、次のページ、3ページ、4ページは今説明しました内訳なのですが、非常にわかりづらい部分で今回大きく変わった点だけ説明したいと思います。まず、変更点の大きなものの1つ目、タブレット端末、皆さんも前回見ていただいたアイパッドプロというものの画面の大きさはA4でサイズ変わっていません。これ同じものなのですが、この容量が前回128ギガバイトというものから今回64ギガバイトへ変更しております。減少しております。このギガバイト、余り例はよくないのですが、バスを考えていただきたいと思います。バスの定員が50人というバスと29人というマイクロバスあると思います。その違いだと思って結構です。そういったものの部分が変わっている。これは、前回128ギガバイトだったのですが、それは当時128ギガバイトか256ギガバイトのみだったのですが、それで結果的に128というものを選んだのですが、それが生産終了となりました。そのため、現在は64ギガバイト、256ギガバイト、512ギガバイトという3種類となったため、この中で一番安い値段の部分、64ギガバイトの機種に変更しております。それで、端末自体容量小さくなっておりますので、当然若干なのですが、24回払いで払う毎月の代金減っております。ただし、24回払いということでドコモのほうから毎月月々サポートという形で割引がありました。その金額が前回より減少しているものですから、結果的に機種は下がったもののサポート料が減ったため、機種で金額がふえてしまったということが大きな要因の一つです。ただし、CPUといまして処理能力を含めたそういうものが前回より1段アップしておりますので、機種のことはすぐれているという形となります。それと、64ギガバイトということ、数字的にはかなり減っているように見えますが、一般的な部分の使い勝手としては問題なかろうかというふうに考えております。

それと、2つ目、ビジネスシェアパック15というものが前回入っていました。これは、議会システムを使う中で13台合計で一月15ギガバイトを皆さんで共有して使っていくということを前回に提案しておりましたが、それが廃止になりましたので、一番近いものが今度は30ギガバイトというものになっております。参考に、1ギガバイトというのはモノクロで3万ページ、カラーが5,000ページ、混在しますと1万5,000から2万ページ、1ギガバイトでやる仕事だそうです。それで、全部で30ギガになりましたので、カラーと白黒混在しますと1台当たり2.3ギガバイトとなりますので、約4万6,000ペ

ージ程度の仕事ができるのかなというふうに考えて、これについては倍増しておりますので、非常によかったのかなと思っております。ただ、金額的には13台合計で月額1,000円程度の増ですので、そんなに影響はございません。

それと、3つ目、ビジネスプラスAということで前回端末の監視だとか、あと管理、それと事務局と端末、あるいは端末、皆さんの中の連絡ツールという統合型のプランがありましたけれども、この連絡ツール、リンクイットといったのですが、この課金方法が変更になりまして統合型が廃止になりましてそれぞれ単体で利用することになりましたので、13台合計で月額400円ほど、かなり低いのですが、増加しております。ということで、合計で1台当たり月額678円、年額で8,135円、13台合計で10万5,756円が前回より増加しております。金額的には、そのような形になっております。

それと、5ページをちょっと見ていただきたいのですが、これは前回もお話ししましたペーパーレス会議システム、サイドブッククラウド本棚、東京のほうの業者がつくったシステムなのですけれども、もともと議会のほうに携わった方が開発したシステムなものですから、議会の導入例が非常に多く、一応こちらのチラシ見ますと全国で110自治体、先ほど説明したとおり110自治体議会が採用されているということなのです。

それで、右側、6ページに宗谷、留萌管内初ということで稚内のほうで29年度に議会全員16台ということで、中身的には前回羽幌町が考えていたのとほぼ同じような内容で導入をされて現在もタブレットを使っているという記事を載せております。

私からは以上です。

寺沢委員長

ただいま見積もり、それからこの導入事例がふえた現状なんかも含めてご説明をいただきました。見積額については、ほぼ2年前と変わっておりません、10万5,000円ぐらいの増加ということではありますけれども。それで、皆様方に来年度予算において要求するかどうか、この辺についてご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

ー主な協議内容等（質疑）ー 11:18～11:20

磯野委員

いずれにしろ、ペーパーレスに向かっていくのでしょうから、どこかで導入しなければならないのであれば、早目に導入して使いなれていくということが大事でないかなと。使いでは、今のところどうかなと私も実は思うのですけれども、それはなれていくしかないのかなと。なれてしまえば便利なのはみんなわかっているわけで、であれば少しでも早いう

ちから導入したほうが良いと私は思います。

寺沢委員長 ペーパーレス化、それから条例等の閲覧即可能というメリットからということだと思いますけれども、ほかに何かご意見ございませんか。

船本委員 今磯野委員の言ったとおりでありまして、平成 29 年度に必要だということでみんなで協議しながら要求したけれども、なかなかそれを理解してもらえなかったということでもありますから、当然ペーパーレスだけでなく、今委員長が言ったように町の例規集関係、今タブレットを持っていない町村どういようなあれしているのかなということも含めて、そこら辺も行政側に訴えていったほうが良いのかなと。前回相当訴えられたと思うのですけれども、残念ながら落ちたのですけれども、今回については新年度予算については十分そこら辺も時間をかけて話し合いながら、ほかの町村をもう少し調べてもらって、そういう内容も説明しながら、ぜひこの予算要求していただきたいなと思います。

寺沢委員長 ほかにご意見ございませんか。(なし。の声) 特になければ、予算要求をするというようなことでここで決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。(はい。の声) では、そのようにしたいというふうに思っております。

では次、3点目、議員研修会の開催日程についてに進んでよろしいでしょうか。(はい。の声) では、こちら講師の方と議会事務局を通して連絡をとっていただいております。そのような経緯もありますので、事務局のほうから簡単にご説明をお願いいたします。

(3) 議員研修会の開催日程について

井上事務局長 11:20～11:22

それでは、先ほどの資料1ページをまたごらんいただきたいと思います。2の議員の研修についてということで、昨年度は「議員の発言と議会改革」と題しまして11月27日月曜日に北海道町村議会議長会参与の勢簗三氏を講師に迎え、議員研修会を実施しております。前回、平成30年9月28日の当特別委員会におきまして第3分科会のほうから政策提言のあり方についての研修要望もあったことから、昨年度と同様の講師によ

ります本年度の議員研修会を実施したいということで皆さんにご提案申し上げたいと思います。

本年の議員研修会につきまして、まず日時、平成30年11月30日金曜日、これにつきましては勢籟講師のほうと当事務局のほうで日程すり合わせしまして、両方の条件整った11月30日というふうになりました。それと、時間、午後1時なのですけれども、今の予定で前日11月29日に臨時議会が招集される予定でございます。これは、総務課長のほうから事前打診ございまして、29日、前日でございますので、島の議員さんも前日来られるということになりますので、午後1時でも可能だということでありますので、午後1時を予定しております。場所につきましては、この会場、議員控室、研修テーマにつきましては「政策提案・立案、政策提言について」、これはあくまでも仮称でございますが、こういう形で勢籟先生のほうには申し入れております。講師は、先ほど言いましたとおり勢籟先生、昨年と同じような形になっております。

以上です。

寺沢委員長

以上のような形で開催をしたいというふうに予定しておりますけれども、このようなスケジュールで正式に決定していくことでよろしいでしょうか。(はい。の声) これについては、今年度は研修費として予算がついておりますので、講師の謝金、旅費等についてはそちらから充てるというようなことが可能となっております。その他の経費につきましては、この特別委員会終わった後にまた皆様にお諮りしたいことがございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、研修について以上で終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。

(休憩 11:23～11:31)

寺沢委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

では、4点目の調査事項に移ります。議員報酬について、どのようにしていくかを話し合いをしたいと思います。

まず、現状についてしっかりと把握をしておかなければならないと思いますので、その点について触れておきたいと思います。現状は、本則では月額20万の議員報酬という定めになっております。これから10%減額する条例を、任期中の最後となります4月30

日までの期限付きの条例を定めることによって減額しているということです。これは、平成11年からずっと継続されておりまして、その当時の時代背景としては町の財政が非常に厳しくなるという、そういう見込みのもと議員、それから町の幹部職員と一緒に減額の期限付きの条例を定めてきたという経緯があります。

それから、昨今の管内の町村とか、その辺の状況について事務局のほうで情報をお持ちのことについて報告をお願いをいたします。

(4) 議員報酬について

井上事務局長 11:31～11:35

お配りしております類似町村における議員報酬額調べということで、羽幌町と人口動態似ております人口規模5,000から9,999人の占める割合で羽幌町を網かけしましてお配りしてはおります。

このほかに情報としましてお伝えしなければならないのは、まず管内的なものを申し上げたいと思います。今減額措置をしております議会につきましては、現状管内では初山別村と羽幌町のみです。今2町村のみとなっております。それまでは苦前町もやっておりましたが、28年の3月末で減額条例廃止になっておりますので、今のところ2町村、それと管内的な今回動向を管内の議長会の情報を得ましたところ、今報酬の改定について論議して検討しているのは羽幌町と、それと初山別と遠別町、この3町村が今検討しているということを聞いております。それと、はっきりわかりませんが、初山別も何か減額条例を廃止するような形で検討しているようだという情報もございます。ちょっとこれははっきりしていませんが、そういうような形も漏れ聞いております。

一応以上が管内情動的なものをお伝えしました。

以上です。

寺沢委員長

それでは、これより皆様のご意見を伺いたいと思います。何かありましたらお願いをいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 11:35～11:55

磯野委員 前段で説明があったように、減額した当時の背景というのはそういう意味で社会情勢がそういうことだったと思うのですが、今テレビ等

で見るとやはり1つ問題としてなかなか過疎地の町村では議員のなり手がいないという問題もそろそろ出てきているので、そういう中で大きいとは言いませんけれども、一つの要因としてはやはり町村の場合は専門ではないので、なかなか大変だというのがあるのだろうと思う。であれば、私はそういうことも考えたときに減額措置はやめてもとのほうに戻すべきではないかなというふうに私は思います。

船本委員 先ほど委員長のほうから平成11年から20年近く減額条例を改正というか、延ばし延ばしできているわけで、普通であれば減額条例といたらこんなに19年も20年、19年か、こんなに長くおく自体がちょっと問題あるような気がするのです。苦前は、減額条例を廃止したというお話しされましたけれども、当然そのとおりだと思うのです。先ほど磯野委員が言ったように、まず改正といたって今の現状では報酬を改正するということはなかなか難しい問題だと思っています。なかなかそれこそ議員のなり手のいないときに、これもまたいつまでもいつまでもというよりも私は一回戻すべきだと、磯野委員と同じ考えであります。

阿部副委員長 僕の考えとしては、現状どおり10%減額のままでいいのではないかなと思います。理由としては、町民の生活が向上しているようにも思えませんし、そういった中で条例を廃止して本則に戻すというよりもやはり議会として減額したままでいいのではないかなと思います。また、なり手の部分も議員報酬だけでは、本当に根本的な部分で働きながらできるような環境づくりというものを考えなければいけないですし、また議員も兼業は禁止されているわけで、当然民間の人というのは出づらいつ況にあるとは思いますが。そういったなり手不足というのは、報酬だけではなく、本当に根本的な部分で考え直すべきなのかなと思います。議員報酬に関しては、僕は現状のとおり10%減額のままでいいのではないかなと思います。

寺沢委員長 来年の4月30日で10%の減額の条例の効力がなくなるので、また改めてその条例、10%減額の条例を制定してという、そういうことですね。

阿部副委員長 そうです。

- 逢坂委員 平成 11 年からということで、ずっと本当に長きにわたって減、やってきたというのは、私は初めて議員になってわかったのですが、この参考資料を見ますと、3 町村しか減額条例制定されていないという現状を見ますと、やはり時代的に今結構物価とかもいろいろと上がってきて大変な時代になってきたなというふうに思いますので、先ほど磯野委員、それから船本委員が言われたとおり戻すことが私はいいのかなという、私の意見は戻すことに賛成というか、そういう意見でございます。
- 平山委員 私入ったときから今の報酬できているのであって、妥当なのかどうかというのちょっと言い切れないのですけれども、今言ったように平成 11 年から約 20 年間減額でやってきているのですけれども、これ一回もとに戻して、そしてその次にこの報酬の改定に向けてまた検討してもいいのかなとちょっと思います。まず、もとに戻して、それから先ほど阿部委員がおっしゃったようにもとに戻したらちょっとあれでないかとかというまた意見が出てくるかもしれないと思うのですけれども、一度もとに戻して、あと報酬の改定はまた違う部分でというか、意味でまた検討したらいいのかなとちょっと思います。
- 金木委員 私の意見は、今平山委員と大体一緒なのですが、この資料の一覧表の平均を見ると一般議員が 18 万 400 円、現在の羽幌町の 18 万円、ちょうど平均的な金額になっているので、これであえてまた本則に戻して 2 万円、20 万円とするとやっぱり全道トップクラスになるわけで、そこまで必要なかどうかということは私ちょっと疑問に思います。ちょうど 18 万円ぐらいでいいのかなと。黙っていても一応来年の 4 月でその規定は終わるわけですから、それ以降またどうするかは次期の議員の皆さんで決めていただくというのが一番いいのではないのかなと私は思います。
- 船本委員 これこのままおいておけば、手つけなかったらもうそれで廃止ということですよ。
- 寺沢委員長 そういうことです。今のこれまでの皆さんのご意見を集約するならば、来年の 4 月 30 日で自動的に本則の 20 万円に戻るわけです。当然改選後

の議員の皆様がそろったタイミングということになります。なり手不足の要因が議員報酬にあるのかどうかということもよく考えないといけない部分であることは確かです。それも一因かもしれないし、それが全てではないという部分もあるかもしれません。折衷案みたいな形になりますけれども、10%減額ありきではなく、一旦本則に戻した上で新しい構成メンバーで議員のなり手不足を解消することも考えつつ、議員報酬も含めてそれらのことについて新しい構成メンバーで考えていくというようなところなのかなというふうに思うのですけれども、ここで意見が微妙に違う以上一つにまとめるということも非常に困難な作業ですし、それをやったとしても構成メンバーがまた新たになる以上余り意味のないことということのように思います。私が申し上げたような形で、特に引き上げるという話は出ておりませんので、自動的に本則に戻ったその段階で減額ありきではなく、新しいメンバーで協議をするということしかもうないような気がいたしますが。

船本委員 新しいメンバーでやるのが一番いい方法だと私も思います。ただ、それであれば3月でこの条例はなくなってしまうのだから、そしたら4月の報酬を、その前に臨時議会でも何でもやればいいけれども、選挙が大体4月の20日以降でしょう。そしたら、招集になって4月の末に集まって5月の臨時議会となればどうなるのか、そこで今度は減額というよりも本則になるのだから……

寺沢委員長 そこから20万円の月額報酬がスタートします。

磯野委員 だから、改めて減額を出さなければならない。

船本委員 出さなければならなくなるのだ。だから、1カ月くらい……

逢坂委員 それしかない。

小寺委員 ですので、今期の特別委員会として引き継ぎのことで前回もその前もそうですけれども、一回こうやって集まって一回でどうですかと行ってすぐに減額補正6月に出したと思うのですけれども、そうではなくてやっ

ぱりいろんなことを加味して減額条例がいいのか、本則自体を先ほど言ったとおり 18 万にしたほうがいいのか、そういうのも時間をかけてやるべきだという引き継ぎではないですけれども、前回もその前も自分が言われたのは前も 10%削減だからしなければいけないみたいな説明だったような気がするのです。だから、やっぱりその辺いろんな背景を踏まえながら、引き続き報酬についても次年度も時間をかけてでいいのという引き継ぎをうまくできれば、慌ててやるのではなくて、それが特別委員会なのか全員協議会なのかはわからないのですけれども、というぐらいのものでいいのではないかなと自分は思うのですけれども、あくまでも今回 10%については今期に関して自分たちで決めたことなので、次の方たちがどういう判断をするかはまた、できないので、前の過去にとられることなく集まったメンバーで、ただ早く決めるのではなくて、ゆっくり時間をかけて次期決めてくださいねぐらいな感じでいいのではないかなと思うのですけれども、だってもし次も 10%したほうがいいのかということであれば、それは効力は何もないです。原則を変える以外は、うちの手の届かないところに行ってしまうので、そうなのかなと思うのですけれども。

平山委員 小寺委員のは、私ちょっとよくわからなかったのだけれども、要するに今これを来年の 3 月 31 日で期限つき条例終わる……

寺沢委員長 4 月 30 日です。私たちの任期が 4 月 30 日までなのです。

平山委員 4 月で終わるということですよ。そしたら、今までどうだったっけ。

寺沢委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 11:48～11:54)

寺沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
議員報酬についてほかに何かご意見ありませんか。(なし。の声) それでは、これまでの皆様方の意見を集約しますと、来年の 5 月以降一度本則に戻った段階で新しい議員の構成メンバーで議員のなり手不足等のさま

ざまな対策も考えながら報酬については協議をしていただくというようにすることにしたいと思えますけれども、よろしいですか。(はい。の声)では、そのようにしたいというふうに思います。

2 その他 11:55～11:57

寺沢委員長

では、次に移りたいと思いますが、その他といたしまして1点皆様にお諮りしたいことがあります。本日請願が1件出まして、臨時議会、本会議の中で所管常任委員会に付託されました。このことについて会議規則上では、請願が出た時点で議長が職権で本会議等を経なくてもすぐ所管の常任委員会等に付託できるというようなルールになっております。しかしながら、今回はこれまでの先例に従って本会議を通して、言ってみれば住民の方々に周知をした上で所管常任委員会に付託をしたという形になっています。つまり会議規則とちょっと違ったスタイルでずっとこれまで請願を扱ってきたという経過がございます。それについて先般の議会運営委員会で本特別委員会で請願が出た場合の扱いについてしっかり議論をしたらどうだということが出ましたので、この点についてこの特別委員会で検討していきたいと思えますけれども、それでよろしいですか。(はい。の声)では、そのようにしたいと思えます。ちょうどこの件については第1分科会が担当となっておりますので、第1分科会のほうにこの案件を検討していただくような形にしたいと思えますが、よろしいですか。(はい。の声) それでは、村田主査、よろしくお願いをいたします。

ほかに何か皆様方からありませんか。(なし。の声)

それでは、以上をもちまして議会・行政改革特別委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。